本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

行政権等の行使：③許認可・産業取締（漁業関連）

No.13

竹島におけるアシカ漁業の許可証明（漁業鑑札）

海驢漁業鑑札

1920年（大正9年）5月5日ほか

資料概要

1905年（明治38年）4月、島根県の漁業取締規則が改正され、竹島におけるアシカ漁業が島根県知事の許可漁業となった（→No.9）。その後、中井養三郎ら4名から竹島におけるアシカ漁業の許可願いを受けて島根県はそれを許可するとともに、それを証明する鑑札を交付した（→No.12）。許可にあたっては期間が定められ、期限が迫るとアシカ漁業を希望する者は再度許可願いを島根県に提出し許可を受けた（P13参照）。

許可の都度交付された漁業鑑札のうち、①1920年（大正9年）5月5日、②1929年（昭和4年）1月21日、③1934年（昭和9年）1月20日、④1943年（昭和18年）11月12日付けの鑑札の写しがこの資料である。①は中井養三郎の子息である中井養一宛、②③は竹島におけるアシカ漁業の権利を継承した八幡長四郎ほか2名宛、④は八幡長四郎宛となっている。

許可事項には漁場として竹島の周囲であることが示され、漁業時期、船舶の種類及び隻数、従業者の員数、許可期間等が示され、アシカ漁業に従事するときはこの鑑札を携帯することと注意書きがある。

作成年月日	1920年（大正9年）5月5日、1929年（昭和4年）1月21日 1934年（昭和9年）1月20日、1943年（昭和18年）11月12日
編著者	-
発行者	島根県
収録誌	-
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	隠岐郷土館
利用方法	隠岐郷土館で閲覧する（ホームページ掲載写真の利用は 隠岐の島町総務課竹島対策室へ問い合せを行う）

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

内容見本

①1920年（大正9年）5月5日付鑑札

九第壹五参号
周吉郡西郷町
中井養一
海驢漁業鑑札
大正九年五月五日　島根県

許可事項
一、漁場　竹島沿海
一、漁獲物ノ種類　海驢
一、漁業時期　自五月至八月
一、船舶ノ種類及隻数　日本型漁船壹隻
一、従業者ノ員数
一、許可期間　五箇年
一、条件又ハ制限

注意=漁業ニ従事スルトキハ本鑑札ヲ携帯スベシ

②1929年（昭和4年）1月21日付鑑札

四第一八号
穏地郡五箇村大字久見八幡長四郎
同所　池田幸一
同所　橋岡忠重
海驢　漁業鑑札
昭和四年一月二十一日　島根県

許可事項
一、漁場　竹島ノ周囲
一、漁獲物ノ種類　海驢
一、漁業時期　自二月一日　至十一月三十日
一、船舶ノ種類及隻数　発動機船海福丸八二噸　拾五馬力　壹隻
一、従業者ノ員数　八人
一、許可期間　五箇年
一、条件又ハ制限

注意=漁業ニ従事スルトキハ本鑑札ヲ携帯スベシ

③1934年（昭和9年）1月20日付鑑札

九第一〇号
穏地郡五箇村大字久見
八幡長四郎外貳名
海驢　漁業鑑札
昭和九年一月二十日　島根県

許可事項
一、漁場　竹島ノ周囲
一、漁獲物ノ種類　海驢
一、漁業時期　自二月一日　至十一月三十日
一、船舶ノ種類及隻数　石油発動機船壱隻美喜丸四噸拾馬力
一、従業者ノ員数　八人
一、許可期間　箇年　自昭和九年一月二十日　至昭和拾四年一月十九日
一、条件又ハ制限

注意=漁業ニ従事スルトキハ本鑑札ヲ携帯スベシ

④1943年（昭和18年）11月12日付鑑札

一八第参四四五号
住所穏地郡五箇村大字久見
氏名八幡長四郎
外貳名
海驢　漁業鑑札
昭和拾八年拾壱月拾弐日　島根県

許可事項
一、漁場　竹島ノ周囲
一、漁獲物ノ種類　海驢
一、漁業時期　自二月一日　至十一月三十日
一、船舶ノ種類及隻数　発動機船第十神福丸壱隻一三屯三九馬力
一、従業者ノ員数　八人
一、許可期間　自昭和十八年十一月十二日　至昭和二十三年十一月三十日
一、条件又ハ制限

注意=漁業ニ従事スルトキハ本鑑札ヲ携帯スベシ

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

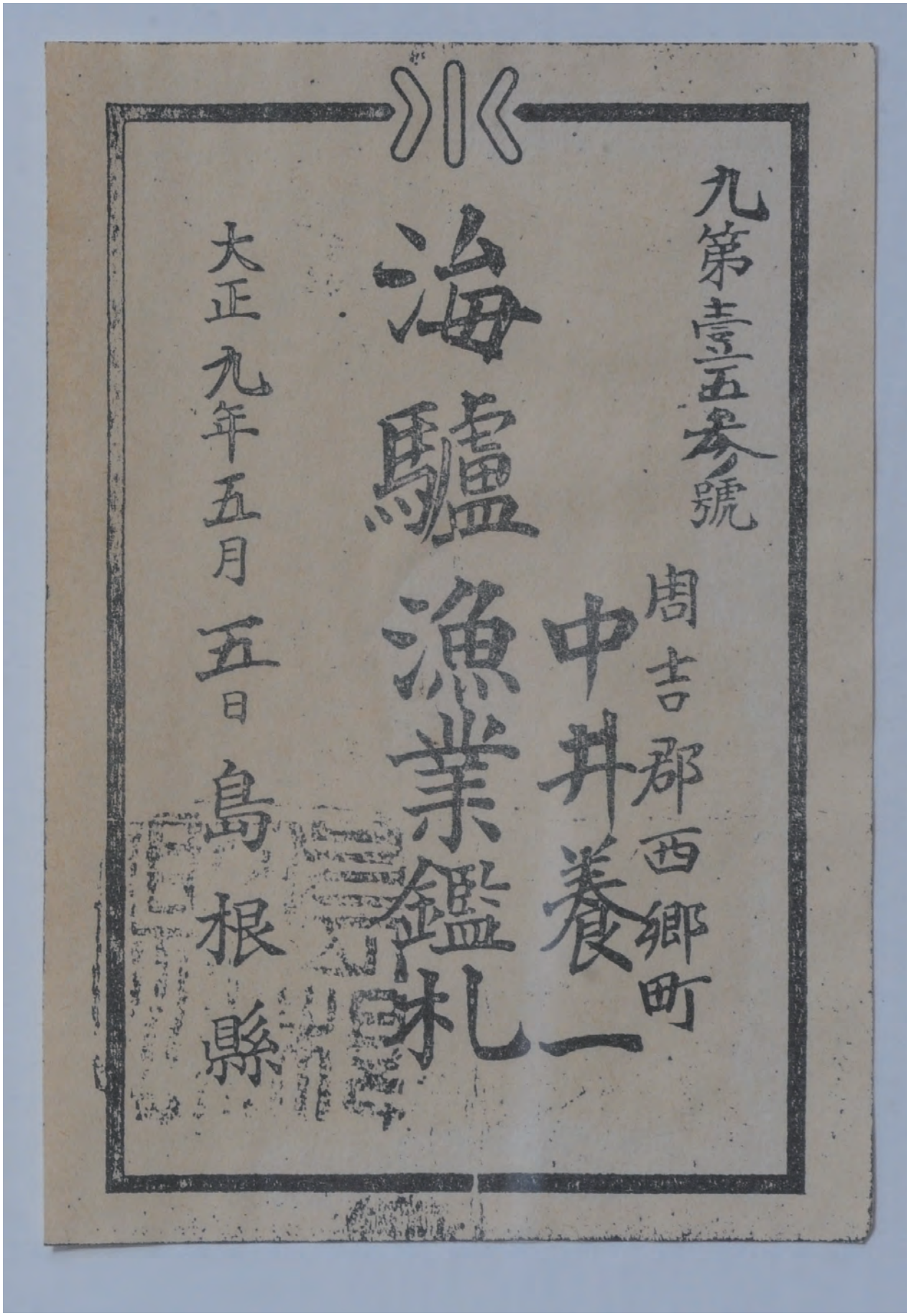

①1920年（大正9年）5月5日付　所蔵：隠岐郷土館（隠岐の島町）

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

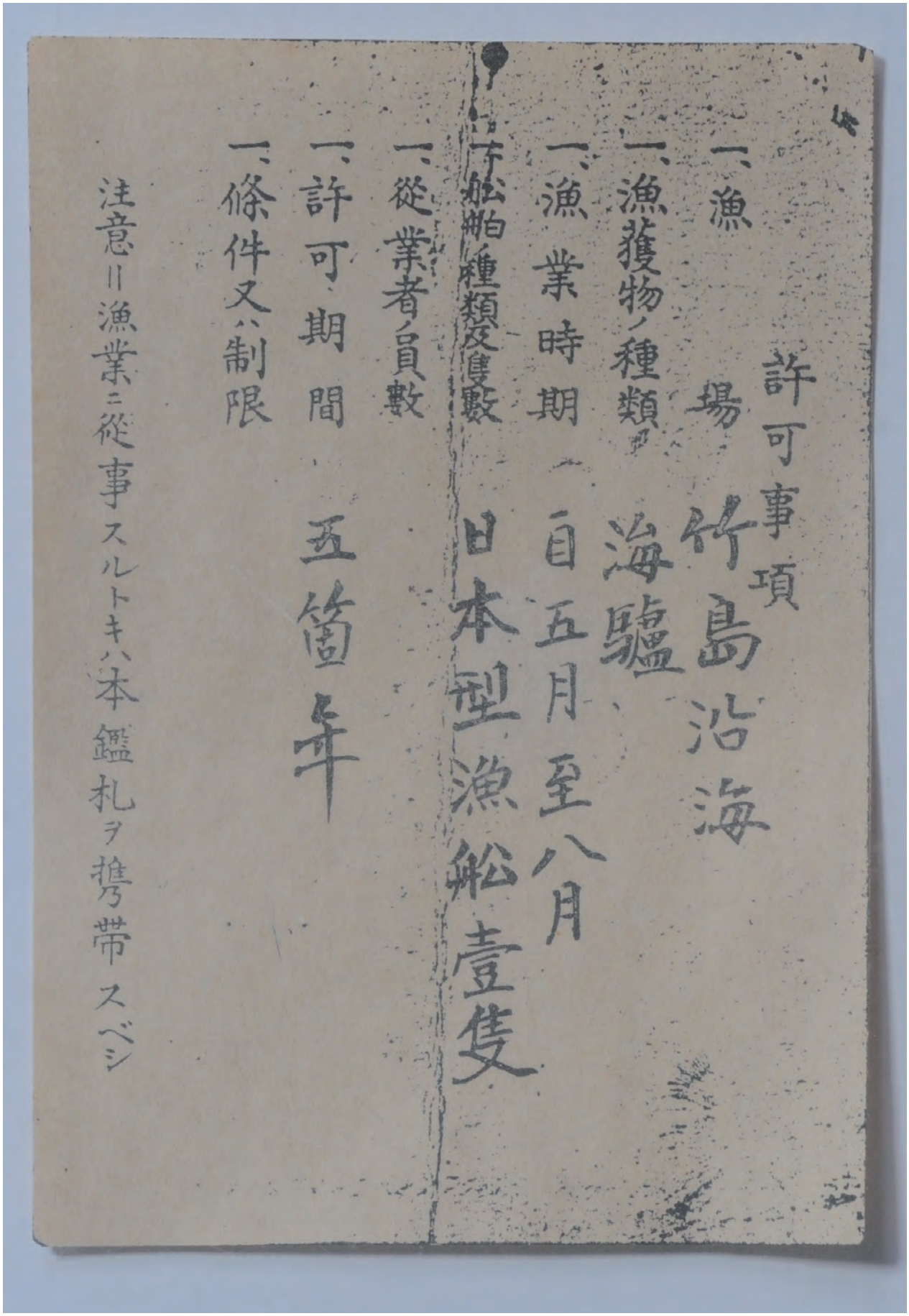
許可事項
一、漁場　竹島沿海
一、漁獲物ノ種類　海驢
一、漁業時期　自五月至八月
一、船舶種類及隻數　日本型漁船壹隻
一、從業者員數
一、許可期間　五箇年
一、條件又ハ制限
注意　漁業ニ從事スルトキハ本鑑札ヲ携帯スベシ

①1920年（大正9年）5月5日付　所蔵：隠岐郷土館（隠岐の島町）

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

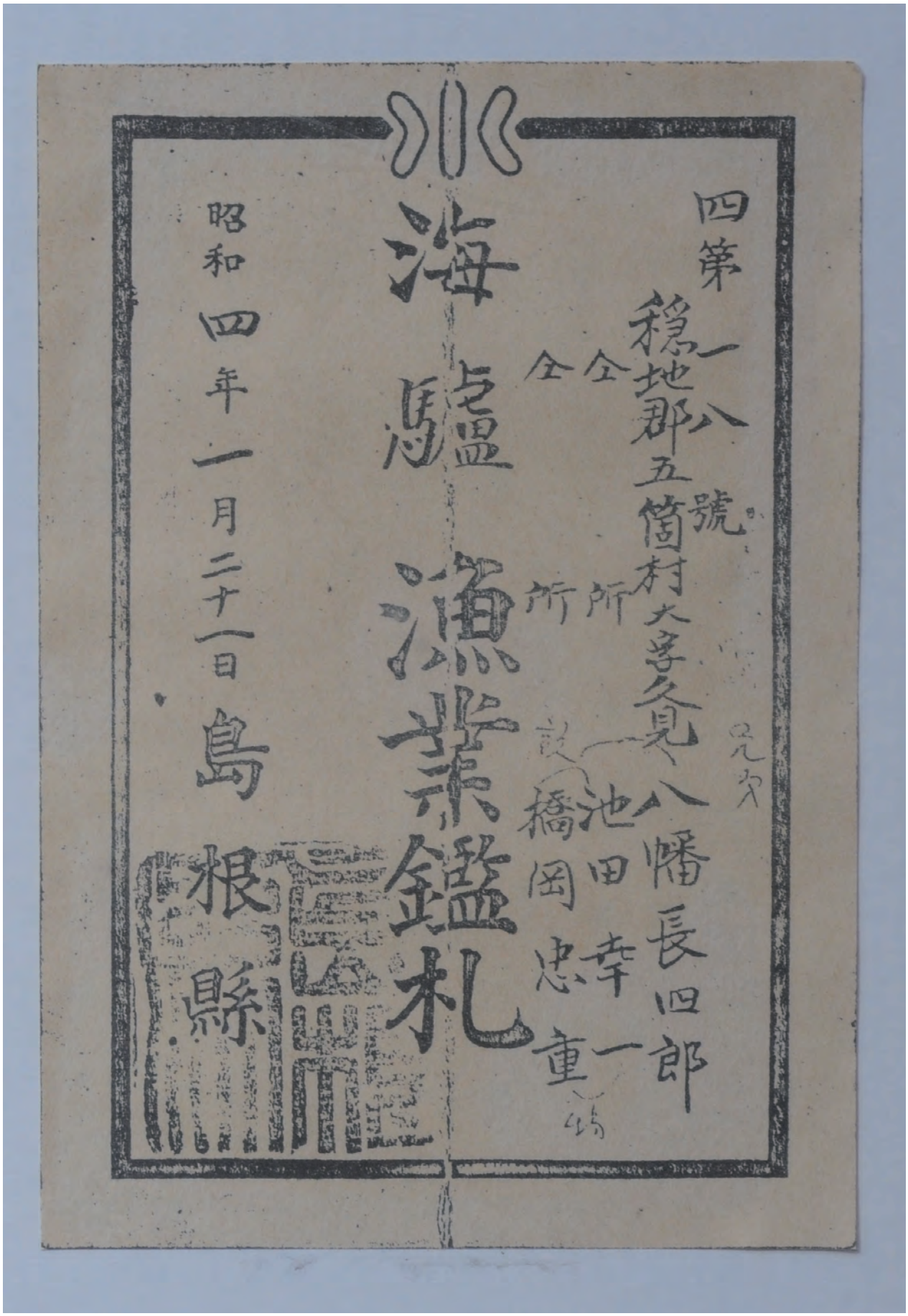

②1929年（昭和4年）1月21日付　所蔵：隠岐郷土館（隠岐の島町）

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

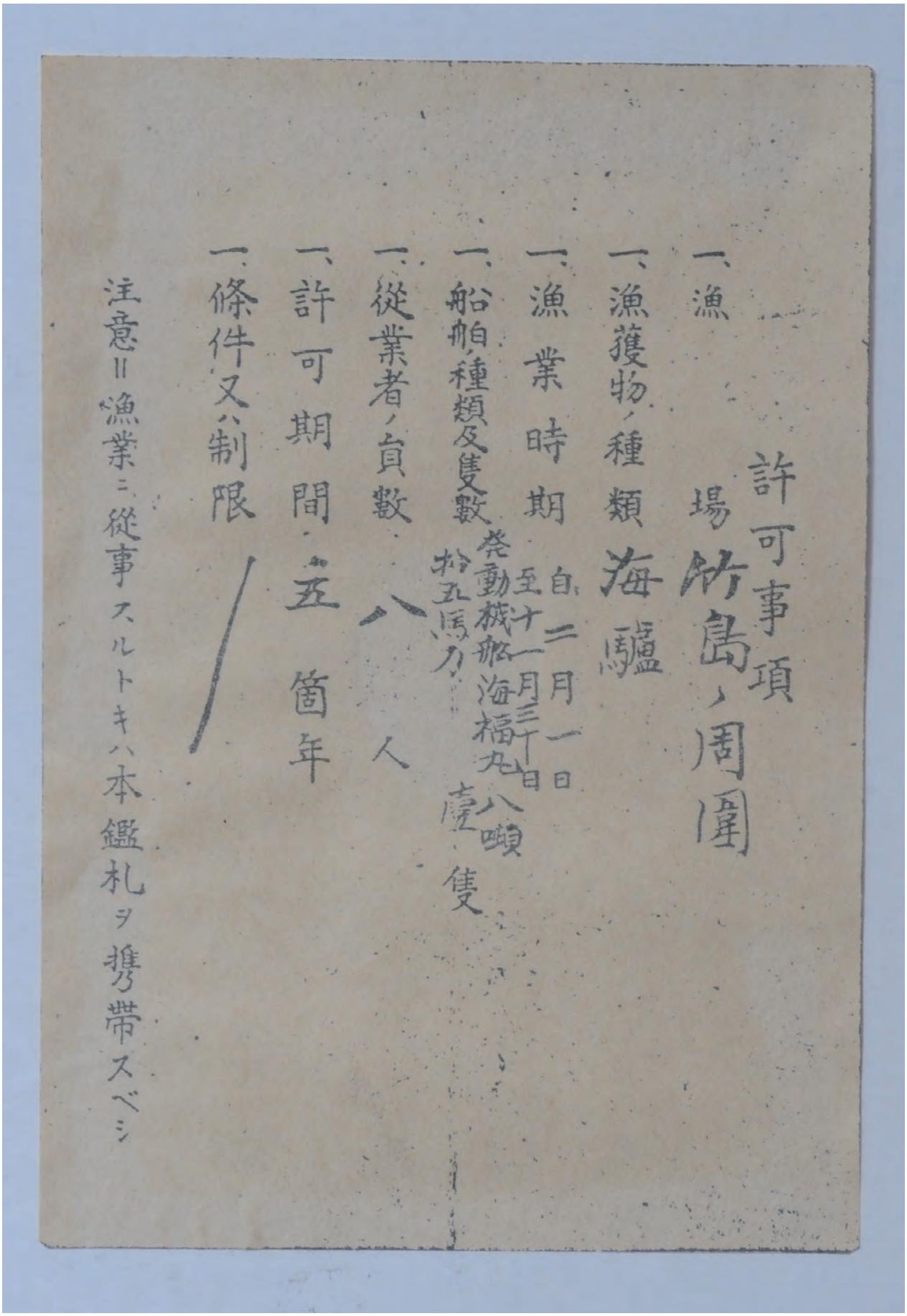

許可事項

一、漁　場　竹島ノ周圍

一、漁獲物ノ種類　海鹽

一、漁業時期　自二月一日　至十一月三十日

一、船舶ノ種類及隻數　発動機船　海福丸　八噸　壹隻

一、從業者ノ員數　八人

一、許可期間　五箇年

一、條件又ハ制限

注意ニ　漁業ニ從事スルトキハ本鑑札ヲ携帯スベシ

②1929年（昭和4年）1月21日付　所蔵：隠岐郷土館（隠岐の島町）

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

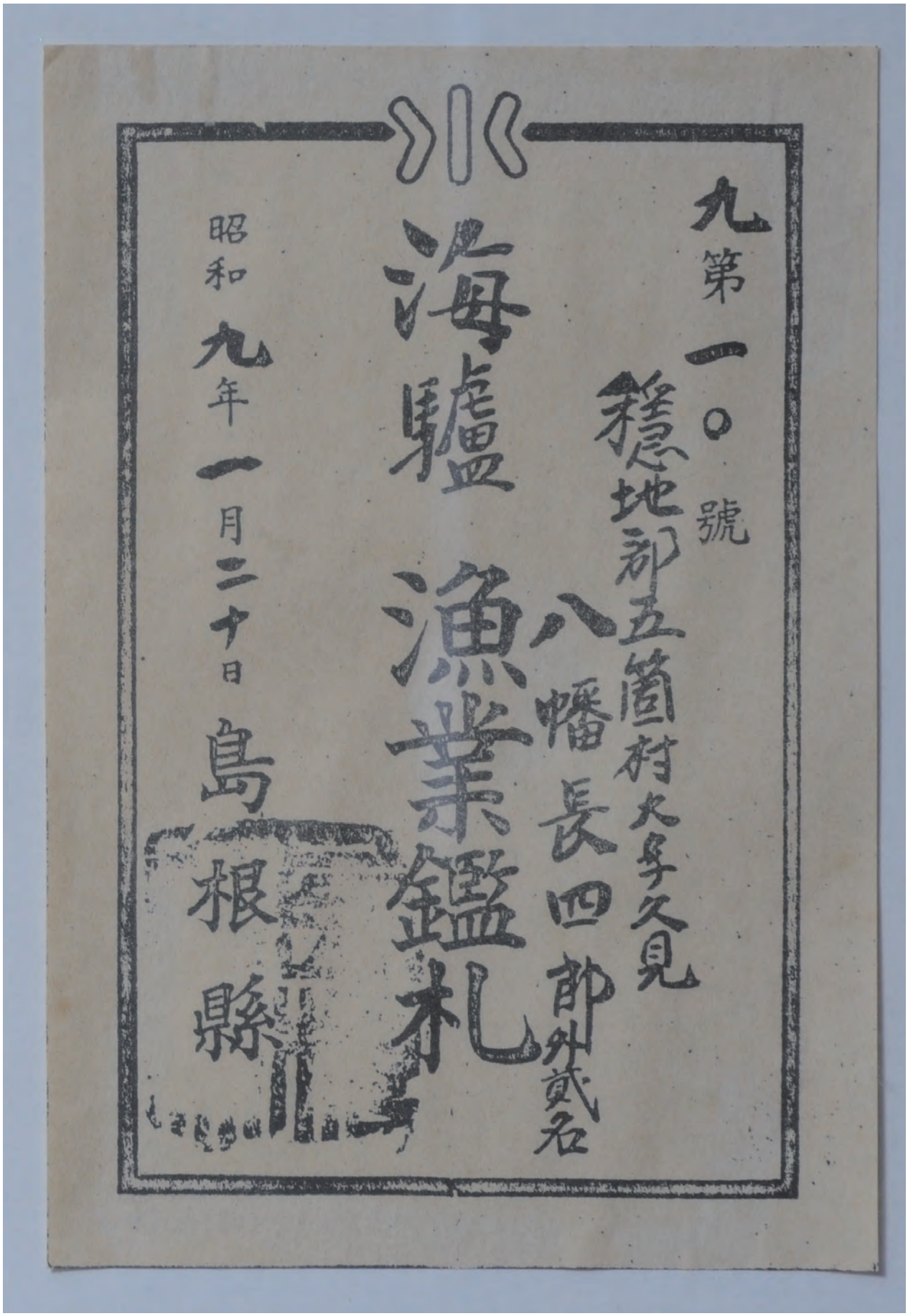

③1934年（昭和9年）1月20日付　所蔵：隠岐郷土館（隠岐の島町）

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

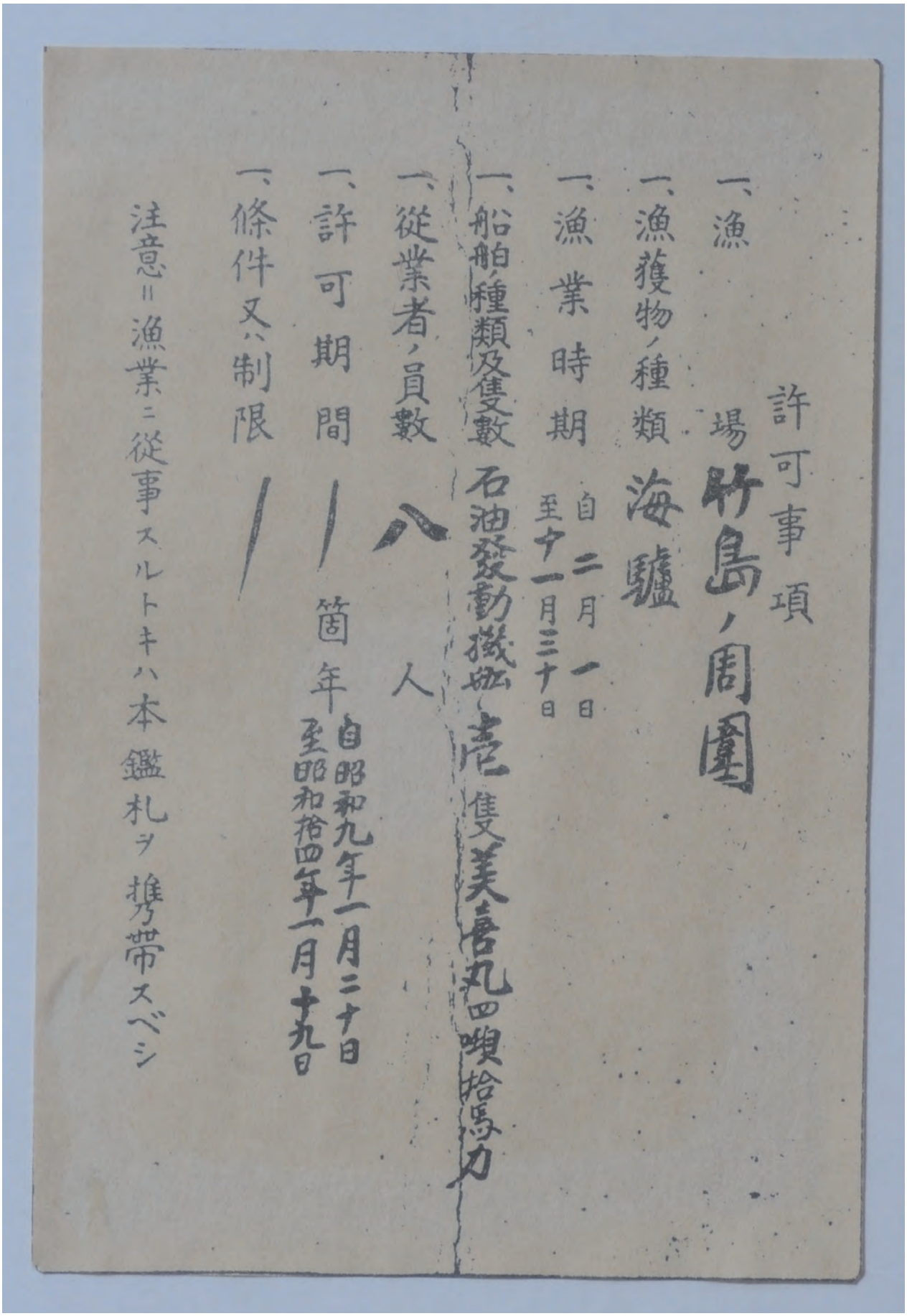
許可事項
一、漁　場　竹島ノ周圍
一、漁獲物ノ種類　海驢
一、漁業時期　自二月一日　至十一月三十日
一、船舶ノ種類及隻數　石油發動機船壹隻　美喜丸四噸拾馬力
一、從業者ノ員數　八人
一、許可期間　壹箇年　自昭和九年一月二十日　至昭和拾四年一月十九日
一、條件又ハ制限
注意＝漁業ニ從事スルトキハ本鑑札ヲ携帯スベシ

③1934年（昭和9年）1月20日付　所蔵：隠岐郷土館（隠岐の島町）

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

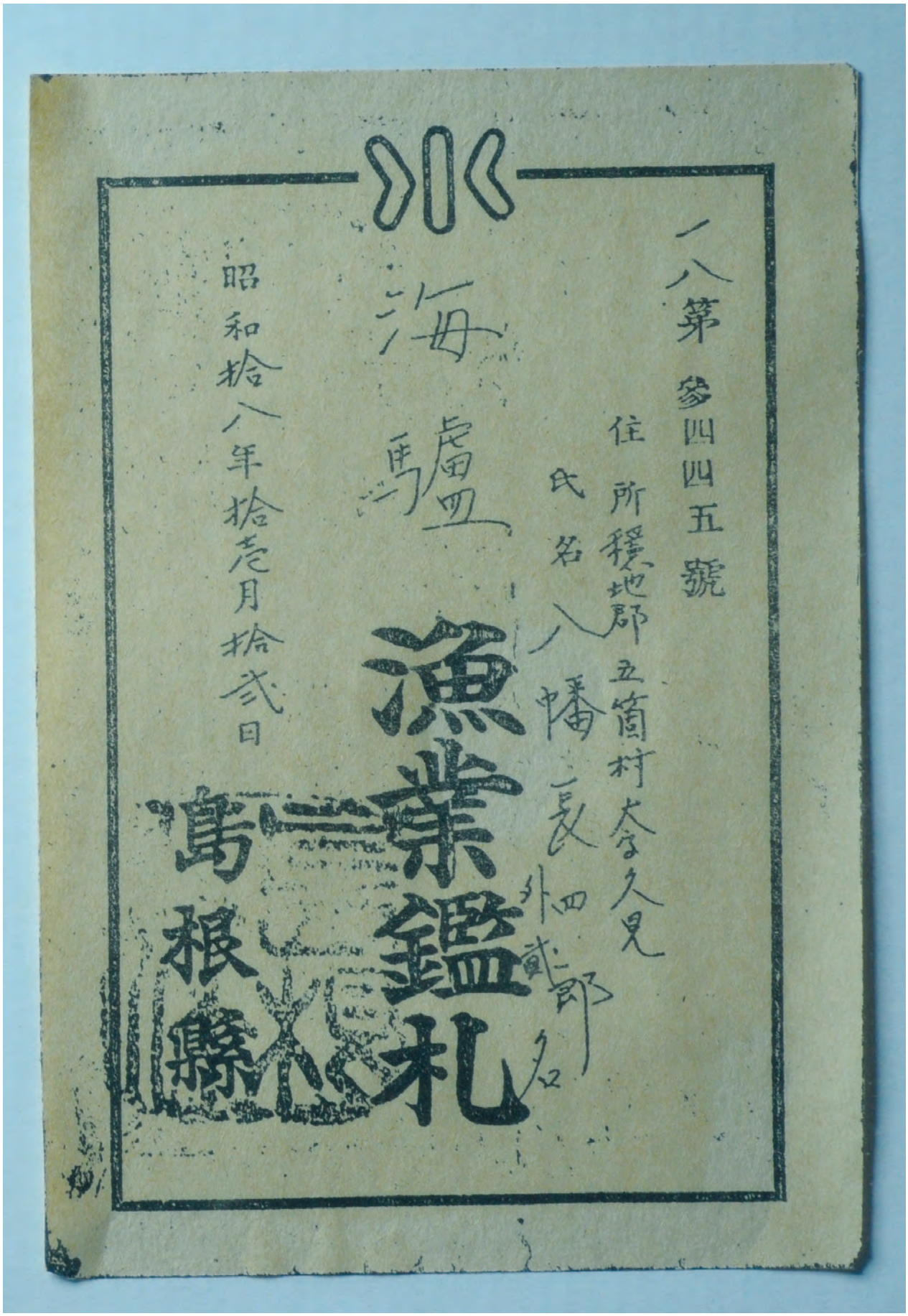

④1943年（昭和18年）11月12日付　所蔵：隠岐郷土館（隠岐の島町）

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

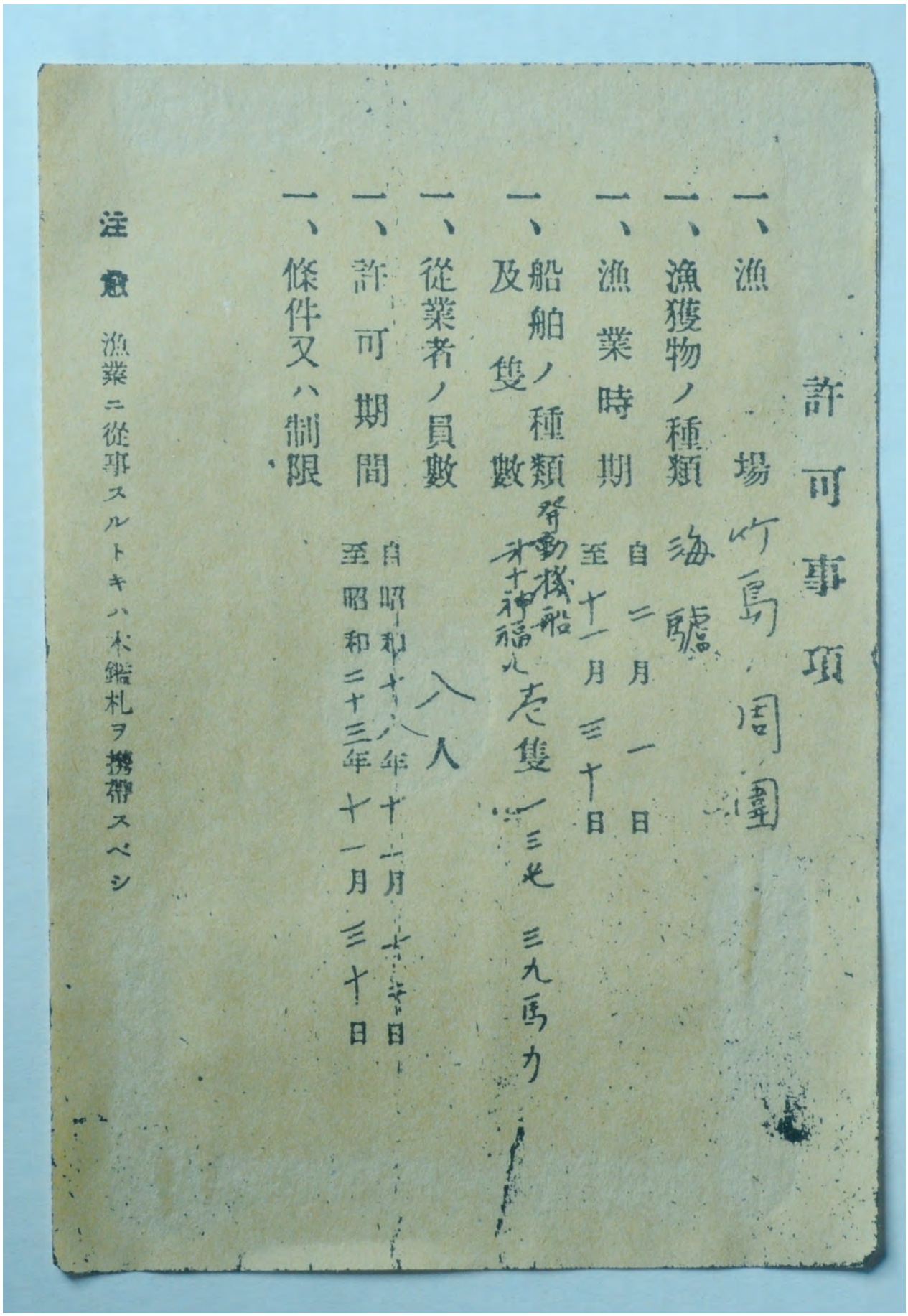

許可事項

一、漁　場　竹島周圍

一、漁獲物ノ種類　海驢

一、漁業時期　自　二月一日
　　至　十一月三十日

一、船舶ノ種類　発動機船
及隻數　才十神福丸　壱隻　一三屯　三九馬力

一、從業者ノ員數　八人

一、許可期間　自昭和十八年十一月十七日
　　至昭和二十三年十一月三十日

一、條件又ハ制限

注意　漁業ニ從事スルトキハ本鑑札ヲ携帯スベシ

④1943年（昭和18年）11月12日付　所蔵：隠岐郷土館（隠岐の島町）